**家屋補充課税台帳名義人変更届について（説明）**

「家屋補充課税台帳名義人変更届」は、未登記家屋について台帳名義人の変更があったときにご提出下さい。登記家屋については法務局において所有権移転登記が必要です。

**１　売買、贈与、錯誤等により台帳名義人の変更があったとき**

|  |
| --- |
| 旧名義人の方は名義人変更届に**「実印」**を押印の上、印鑑証明書を添えて提出してください。新名義人の方は、**「認印」**で結構です。  なお、売買契約書又は贈与証書が実印押印の上作成されている場合については、売買契約書、贈与証書及び印鑑証明書の写しを提出することで、旧名義人欄の**「実印」**の押印を省略することが可能です。 |

**２　相続により台帳名義人の変更があったとき**

|  |
| --- |
| 名義人変更届の旧名義人の欄に、被相続人（亡くなられた方）の氏名と最後の住所を記入してください。新名義人の方は、**「認印」**が必要です。  　【添付書類】  **（法定相続のとき）**  　　　　・相続関係のわかる全ての戸籍謄（抄）本  **（遺産分割のとき）**  　　　　・遺産分割協議書・・・当該未登記家屋が記載された協議書  　　　　・遺産分割協議書に押印の印鑑証明書  　　　　・相続関係のわかる全ての戸籍謄（抄）本 |

【備　考】

　・上記の添付書類等については、一般的な事例です。ケースによって添付書類等が異なりますのでご注意ください。

　・添付書類は写しでも結構です。

　・住所については、住民票等に登録された住所をご記入ください。

　・物件が共有になっている場合は、別紙に全員の住所・氏名及び持分を記載し、押印が必要なときは全員が押印してください。

　・台帳名義人が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者の資格及び代表者の氏名を記入してください。（押印は、法務局登録の代表者印をご使用ください。）

　・固定資産税及び都市計画税の賦課期日は１月１日ですのでご注意ください。

　お問い合わせは、資産税課家屋班まで

℡（０７３）４３５－１２１０